［号を削る。］

［号を削る。］

［第四条～第八条　略］

（電磁的記録媒体の提出）

第八条の二　前条第一項に規定する調査票の提出については、第五条に掲げる事項について記録した電磁的記録媒体の提出をもってこれに代えることができる。

（電磁的記録媒体への記録方式）

第八条の三　前条に規定する電磁的記録媒体への記録は、次の各号に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　［略］

二　［略］

2　前条に規定する電磁的記録媒体への記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（電磁的記録媒体に添付する書面）

第八条の四　電磁的記録媒体には、調査対象源泉徴収義務者名を記載した書面をはり付け、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

［一～五　略］

［**第八条の五～第十条**　略］

（調査事績の保存）

第十一条　国税庁長官は、民間給与実態調査の調査票及び電磁的記録媒体はこれを受理した日から二年、民間給与実態調査の結果原表又は結果原表を転写したマイクロフィルム若しくは記録した磁気媒体は永久に保存しなければならない。

九‖　日本産業規格Ｘ六二五〇に適合する一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）及び八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）プラスアールダブリュフォーマット光ディスク（四倍速まで）

十‖　日本産業規格Ｘ六二五一に適合する一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）及び八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）プラスアールフォーマット光ディスク（十六倍速まで）

［**第四条～第八条**　同上］

（フレキシブルディスク等の提出）

第八条の二　前条第一項に規定する調査票の提出については、第五条に掲げる事項について記録したフレキシブルディスク等の提出をもってこれに代えることができる。

（フレキシブルディスク等への記録方式）

第八条の三　前条に規定するフレキシブルディスク等への記録は、次の各号に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　［同上］

二　［同上］

2　前条に規定するフレキシブルディスク等への記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスク等に添付する書面）

第八条の四　フレキシブルディスク等には、調査対象源泉徴収義務者名を記載した書面をはり付け、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

［一～五　同上］

［**第八条の五～第十条**　同上］

（調査事績の保存）

第十一条　国税庁長官は、民間給与実態調査の調査票及びフレキシブルディスク等はこれを受理した日から二年、民間給与実態調査の結果原表又は結果原表を転写したマイクロフィルム若しくは記録した磁気媒体は永久に保存しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第六十二号

たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第百三十五号）第十条第四項及び第二十八条第四項の規定に基づき、たばこ耕作組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日　財務大臣　鈴木　俊一

たばこ耕作組合法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（議決権に係る情報通信の技術を利用する方法） **第一条の二**　［略］ 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 （監事の意見書に係る電磁的記録） **第一条の四**　法第二十八条第四項の財務省令で定めるものは、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。	（議決権に係る情報通信の技術を利用する方法） **第一条の二**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 （監事の意見書に係る電磁的記録） **第一条の四**　法第二十八条第四項の財務省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。